

令和 5 年 監 査 公 表 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した令和 5 年度定期監査（総合政策部）の結果について、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 5 年 7 月 19 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦

大野城市監査委員 大 塚 みどり

## 1. 監査の概要

### (1) 監査の対象

総合政策部（経営戦略課、秘書室、デジタル推進課、プロモーション推進課）

### (2) 監査の範囲

令和4年度（令和5年3月末現在）における事務の執行及び事業の管理

### (3) 監査の期間

令和5年4月11日（火）～ 令和5年7月10日（月）

5月16日（火）定期監査に関する協議

5月17日（水）秘書室、経営戦略課、デジタル推進課

5月18日（木）プロモーション推進課、備品等検査、現地調査

7月10日（月）講評

### (4) 監査の方法

今回の監査にあたっては、あらかじめ対象課に予算執行状況等の資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、各課が担当する事務事業が当初の目的に沿って、適時・適正に運営されているかどうかの監査を行うとともに、備品検査及び現地調査を併せて実施した。

#### [提出資料]

- (1) 事務分掌表
- (2) 主要な事務事業
- (3) 歳入予算執行状況調べ
- (4) 歳出予算執行状況調べ
- (5) 食糧費に関する調べ
- (6) 予備費支出及び流用額明細表
- (7) 公有財産調べ（土地・建物）
- (8) 公有財産購入一覧表
- (9) 備品購入一覧表
- (10) 負担金、補助金、交付金に関する調べ
- (11) 工事台帳
- (12) 委託料調べ
- (13) 使用料及び賃貸借契約調べ
- (14) 有償借地契約調書
- (15) 債務負担行為に関する調べ

(16) 旅行命令簿及び復命書調べ

(17) 備品台帳

## 2. 監査の結果

総合政策部における事務の執行及び事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められた。

## 3. 報告事項

今回の監査では、令和5年3月31日現在における予算の執行状況、事業の成果及び実績について、共通調査事項と個別調査事項に分けて実施した。

### [共通調査事項]

- (1) 令和4年度各課・室が分掌する事務の概要について
- (2) 令和4年度主要施策事業の進捗状況について
- (3) 令和4年度歳入・歳出予算の執行状況について
- (4) 備品管理状況（備品等検査）について
- (5) 現地調査

以上の事項の調査の結果、各課の令和4年度主要施策事業の進捗状況は、概ね堅実な運営がなされていると認められた。また、財務事務の処理においても概ね適正であると認められた。

### [個別調査事項]

各課の個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

### 【経営戦略課】

#### 〈歳出について〉

- (1) 令和4年度まちの姿アンケート（印刷製本費）
- (2) 料金後納郵便1月分（まちの姿アンケート発送、受取人払）
- (3) 料金後納郵便2月分（まちの姿アンケート勸奨はがき送付分・返送分）

#### 〈工事台帳〉

- (1) 公共サイン設置工事（中央地区）

#### 〈旅行命令簿及び復命書調べ〉

- (1) 県外普通旅費（都市間友好交流事業） 芦屋市（0泊1日）デジタル推進課職員分

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、

概ね適正であると認められた。

#### 【デジタル推進課】

〈歳入について〉

- (1) デジタル基盤改革支援補助金

〈歳出について〉

- (1) クレジットカード決済手数料 (R 5. 2月分) 【オンライン申請分】

〈使用料及び賃貸借契約調べ〉

- (1) オンライン申請サービス使用料 (令和5年2月分)
- (2) R P A実行ライセンス購入業務

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

#### 【プロモーション推進課】

〈歳出について〉

- (1) 県外 P R 広告費 (ふるさとチョイス大感謝祭)

〈委託料調べ〉

- (1) 令和4年度 大野城市ホームページ運營業務 10~12月分
- (2) まどかちゃん運用業務委託料 (10月分)

〈旅行命令簿及び復命書調べ〉

- (1) 第8回ふるさとチョイス大感謝祭・東京福岡県人会訪問旅費 (3泊4日: 神奈川・東京)

以上の個別調査事項に関し、説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

各課の個別調査事項についての調査結果は以上のとおりであり、今回の調査に関して、後日、措置状況を求める特段の重要な事項はないが、一部の課において注意、改善を要する事項が見受けられた。特に予算の執行について、配当された予算の未執行や、支出科目の見直しによる流用などが見受けられたことから、予算編成時には、事業内容に即した適切な予算措置となるよう留意願いたい。

なお、監査の過程において行った事務上の指導や改善を求めた事項については、適正な事務処理が行われるよう対応を図られたい。

#### 4. むすび

定期監査に当たっては、地方自治法第2条第14項の「住民の福祉の増進に努めること」、「最少の経費で最大の効果を挙げること」の趣旨に則り、各事業が進められているかに主眼を置いた。また、市民の視点に立ち、各事業の目的や根拠、実績、効果、事務処理の進め方、予算の執行・管理等について検証を行った。

今回の定期監査では、いずれの課・室もそれぞれの業務に真摯に取り組まれ、その事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

総合政策部では、令和4年度に大野城市が市制50周年を迎えたことを記念し、市民で構成された実行委員会と連携を図りながら、様々な事業が実施されていた。特に12月の記念式典においては、市民と職員が共働して盛大に開催されるなど、その内容は半世紀の歩みと次の50年への第一歩となるものであった。

自治体DXの推進においては、行政手続きのオンライン化の拡充が実施されるなど、デジタル技術を用いて、市民の利便性向上や、業務効率化による行政サービスの向上が図られていた。

また、シティプロモーションにおいては、大野城市の認知度やブランド力の向上に向けて、本市の魅力を市内外で積極的に発信する様々な取り組みが行われていた。

今後も、本市政策の総合企画及び調整を担う「総合政策部」に課せられた任務として、全庁的な視点から事業を検証し、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応した政策や施策などへ積極果敢に取り組まれることを期待する。